

## 別紙 管理番号 36 「下水排除制限等の適用除外となる特定施設の追加」 回答

河川等の公共用水域の水質の保全のため、公共下水道等から公共用水域への放流水については、法第 8 条により水質基準が定められている。公共下水道管理者等は当該基準に適合した性能を有する終末処理場を整備する必要があるが、下水道施行令第 9 条の 4 第 1 項各号の終末処理場で処理困難な物質が含まれる下水や、終末処理場で処理可能な物質でも極度に汚染されており、終末処理場で十分処理できない下水については、法第 12 条の 2 により特定施設からの下水への排除制限を行うことにより、終末処理場での最終的な下水処理後の水質の基準を適合させることを可能にしている。法第 12 条の 3 は、特定施設を設置しようとするときは、あらかじめ公共下水道管理者に下水の量や水質に関する事項を届けなければならないこととして、公共下水道に排除される下水が、法第 12 条の 2 の基準に適合するか否かを事前に審査し、届出に係る内容が不当であるときは、法第 12 条の 5 に基づく計画変更命令等を行い、除害施設の設置等の措置をとらせることにより、下水道への悪質下水の流入を事前に防止することを目的としている。

旅館業 3 施設は、その排水が家庭排水と同様に終末処理場で処理可能な生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）のみに係る汚濁であり、その汚濁の程度も一定水準以下であることから、放流水の水質管理上支障がないものとして、上記届出の対象外となっている。

他方、ご提案の 3 施設からの排水については、環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査」によると、「67 洗濯業の用に供する洗浄施設」からの排水については、テトラクロロエチレンなどの有害物質が含まれることがあり、「17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」及び「71 自動式車両洗浄施設」からの排水についても、BOD 等のみによる汚濁であっても旅館業 3 施設に比べ汚濁負荷量が高く、そのまま流せば下水道施設に影響を与える可能性がある。

また、ご提案の中で 3 施設の事業規模が小さく排水量が少ないことに触れられているが、有害物質を排出する特定施設については、1 日当たりの排水量が 50 m<sup>3</sup>未満であっても法第 12 条の 2 の下水排除制限の対象となるところ、公共下水道管理者は、事前の届出がなされない限り当該施設からの排水が有害物質を含むか否かを把握できないと考える。

さらに、ご提案の 3 施設を適用除外にした場合、特定施設から排出された有害物質や濃度の高い BOD 等を含む下水が終末処理場における水処理に負荷をかけ、終末処理場で処理しきれずに放流されることで公共用水域の水質が悪化することが懸念される。

加えて、当省で把握しているところでは、一部自治体でご提案の 3 施設について水質基準を遵守するよう指導しているケースが多数存在し、特定施設の設置状況の把握、特定施設への排水指導による水質基準の遵守が可能となることから、ご提案の 3 施設を適用除外されると困るといった意見もある。

上記を踏まえると、ご提案の 3 施設を下水排除制限や特定施設の設置の届出等の適用除外とすることについて、放流水の水質管理上支障がないとは一概に判断できないことから、引き続き、上記届出の対象であるとして、下水道管理者による事前審査を受けることが適切であると考えている。

別紙 管理番号 36 「下水排除制限等の適用除外となる特定施設の追加」 2 次回答

旅館業 3 施設が下水道法第 12 条の 2、12 条の 3 等で適用除外とされているのは、水質汚濁防止法の特定施設であっても、その排水が家庭排水と同様に有害物質を含まず、終末処理場の処理対象となっている BOD や SS のみに係る汚濁であり、その汚濁の程度も一定水準以下のためである。他方、ご指摘の旅館業 3 施設のうち入浴施設であって温泉を利用するものについて特定施設の設置届を求めているのは、温泉排水は家庭排水とは明らかに水質面で異なるためである。

提案 3 施設からの下水についても、家庭排水と水質が明らかに異なっている。一次回答でも記載したとおり、環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査」によると、「67 洗濯業の用に供する洗浄施設」からの排水については、テトラクロロエチレンなどの有害物質が含まれることがあり、「17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」及び「71 自動式車両洗浄施設」からの排水についても、BOD 等のみによる汚濁であっても旅館業 3 施設に比べ汚濁負荷量が高く、そのまま流せば下水道施設に影響を与える可能性がある。また、その水質を決める要因も使用する機械、原材料、洗剤、薬品等により多岐にわたっていることから、届出を求めるべき施設か否かを、温泉を利用しているか否かのように明確に切り分けることは困難である。

加えて、ご提案の排水量が少ない事業場についてのみ適用除外する点については、たとえ排水量が少量であっても有害物質は終末処理場での処理が困難であるうえ、人の健康を害する恐れがあり、排水量に関わらず法第 12 条の 2 の下水排除制限の対象ともなっていることから、適用除外とすることはできない。

さらに、各自治体において終末処理場の処理能力も踏まえた上で適用除外とする施設や条件を条例で定められるようにする点については、終末処理場のない流域関連公共下水道管理者（市町村）においては、最終的な放流水の水質管理の責任を負っている終末処理場を管理する流域下水道管理者（都道府県）や他の流域関連公共下水道管理者（近隣の市町村）と十分調整し、理解を得ることが必要であるほか、終末処理場の処理能力に応じた特定施設ごとの適切な適用除外の基準を合理的に計算して定めることは困難であると考えます。

下水道法第 12 条の 3 に基づく特定施設の設置届による事前審査制度があることで、下水道の処理区域内における特定施設の設置等について下水道管理者があらかじめその計画を把握し、必要がある場合には計画の変更を命じたり、指導を行ったりすることにより、悪質な下水が公共下水道に排除されるのを事前に防ぐことができている。仮に特定施設の一部を届出の適用除外にすれば、事前の計画変更命令や指導等を行えなくなるほか、当該施設から悪質な下水が排除されたときに、公共下水道管理者がその施設を特定することが困難となるため、当該施設から下水を排除する者に、下水の水質を保とうとする意識がなくなり、より当該施設から悪質な下水が排除されることも懸念される。

したがって、放流水の水質管理を徹底していくためには、悪質な下水が排除される恐れがある特定施設を設置する特定事業場に対し、終末処理場で処理困難な物質を取扱う可能性の有無や各特定事業場の排水量、終末処理場の処理能力によらず、一律で設置届出を求め、その情報を把握し、適切に計画変更命令や指導等を行う必要があり、提案 3 施設も含め、現行の旅館業 3 施設以外に下水道法第 12 条の 2、12 条の 3 等の適用除外の対象を追加することは適切ではない。